

声 明

底なしの長時間労働をもたらし、過労死をまん延させる 「残業代ゼロ」「新たな労働時間制度」導入に反対する

2014年5月14日

働くもののいのちと健康を守る全国センター理事会

労働基準法で「1日8時間、週40時間」と定められている労働時間の原則を取り払い、どんなに長く働いても残業代はゼロにする企てが、本格的に動きだしています。

底なしの長時間労働解禁制度に

安倍晋三首相が議長をつとめる政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の4月22日の合同会議で財界が提案したもので、安倍首相も「時間」ではなく「成果」で評価される新たな制度の検討を促しました。「残業代ゼロ」制度は、ただ働きを広げ際限のない長時間労働をもたらし過労死をまん延させるものです。「いの健」全国センターは働くもののいのちとくらしをかつてなく厳しい状況に導く「新しい労働時間制度の創設」「残業代ゼロ」制度導入に断固反対します。

残業代をゼロにする企ては、主に研究開発や事務労働者を対象にした「ホワイトカラー・エグゼンプション」（労働時間規制適用除外）制度として、第1次安倍政権の時代に計画されたことがありますが、広範な労働者・国民から批判をあげ、日の目を見ないで撤回せざるをえませんでした。

しかし安倍政権が復活したあと再びその動きが強まり、昨年末第2次安倍政権で新たに設けられた産業競争力会議と規制改革会議が相次いで労働時間規制の見直しを提案しました。規制改革会議の提言を受け、厚生労働相の諮問機関、労働政策審議会でも検討が始まっています。4月22日の合同会議での財界の提案と首相の指示は、その企てを本格化させるものです。

経済同友会の長谷川閑史代表幹事による財界の提案は、労働時間ではなく「成果」をベースに賃金を支給するとし、「労働時間上限要件型」と呼ぶAタイプと、「高収入・ハイパフォーマー型」と呼ぶBタイプを提案しています。Bタイプは年収1000万円以上などを条件に規制を撤廃するもので、かつての「除外」制度に似ていますが、Aタイプは国が労働

時間の上限の基準を示すだけで、労使が合意さえすれば一般の社員でも労働時間規制の対象外にできる、底なしの長時間労働解禁制度です。

過労死防止、メンタルヘルス対策に逆行する

日本の労働者の異常な長時間・過密労働は世界的に知られています。精神障害の労災申請・認定者も増大の一途となっています。

職場のメンタルヘルス不全の原因の根本には、長時間・過密労働があります。長時間労働は、職場でのストレス増加のみならず、睡眠時間や家庭生活・余暇時間を減らし、疲労蓄積の原因になります。また、長時間労働の背景には、仕事に対して高い要求がされていることが多く、精神的負担や仕事の密度の増加と一緒に、労働者にストレスを与えています。「成果主義」がメンタルヘルス不全に大きく影響していることも指摘されておりおです。

「新たな労働時間制度」の導入として、8時間労働の原則をくずし、労働を「成果」で評価する制度は、まさに働くひとのいのちと健康を脅かすものであり断じて許すことはできません。

労働時間を規制し休日や休暇を保障することは、労働者自身の健康維持にはもちろん、家族や地域での人間らしいくらしにとっても不可欠です。

安倍政権が労働者に「生涯ハケン」を押し付ける労働者派遣法の大改悪や解雇をめぐる労使紛争の金銭解決の創設など、労働法制の改悪に懸命になっていることも重大です。「いの健」全国センターは労働法制中央連絡会に結集し、労働法制改悪を共同の力で阻止するため引き続き奮闘することを表明するとともに、すべての職場でのいのちと健康を守る活動を強めることを呼びかけます。